

ご利用者様及びご家族様へ（必ずお目通し下さい）

指定居宅介護支援事業 重要事項説明書

(2023年1月1日改定)

1 事業所の概要

[事業所名]	医療法人社団 三喜会 介護老人保健施設 指定居宅介護支援事業所 ライフプラザ新緑
[所在地]	神奈川県横浜市緑区長津田町5708番地
[連絡先]	電話:045-924-2200 FAX:045-924-2258
[管理者]	新井 直美
[介護支援専門員]	常勤兼務: 新井 直美
[指定事業者番号]	1453380029
[サービス提供地域]	横浜市緑区・青葉区・旭区他
[サービス提供時間]	月曜日～土曜日までの9:00～17:30まで *日曜日・祝日は休業(12/30～1/3は休日扱いとなります)
[併設サービス]	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

2 居宅支援の内容

- (1) 当事業所の居宅介護支援事業では、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスが適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成（課題分析手法は、MDS-HC方式を使用）するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう他事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 居宅介護支援（事業）にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 事業にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 事業にあたっては要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮します。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

3 担当の介護支援専門員等

- (1) 介護支援専門員（担当者）及び管理者は、次のとおりです。居宅介護支援（ケアマネジメント）サービスについてご相談やご不満がある場合には、どのようなことでもご相談下さい。
- (2) 担当者を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

管理者・介護支援専門員 氏名：新井 直美 連絡先 TEL 045-924-2200

4 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、法定代理受領の場合、利用者の負担はありません。
- (2) 担当者が通常のサービス提供地域をこえる地域の地点から訪問・出張する必要がある場合には、電車・バス・タクシー等の公共交通機関料に換算したその交通費（実費）の支払いが必要となります。その他の場合は以下の範囲で 徴収する。

※2. 5 km未満		250円
※2. 5 km以上	5. 0 km未満	500円
※5. 0 km以上	7. 0 km未満	750円
※7. 0 km以上		1,000円

（往復での料金）

5 居宅介護支援の中止（キャンセル）等

- (1) 利用者がこの事業に係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に前記の連絡先までご連絡下さい。
- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに前記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、7日以上予告期間があれば契約全体を解約することもできます（契約書7条）。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約解除の場合のキャンセル料等は必要ありません。

6 緊急・事故時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、市町村、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

事業の実施にあたり利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

また、事故発生時にはその状況及び事故に際して行った処置の状況を記録するものとします。

7 苦情対応、相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

※当事業所利用者相談 電話：045-924-2200

対応時間：月～土 9：00～17：30

管理者：新井 直美

※公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

緑区役所：所在地：緑区寺山町118 電話：045-930-2315・6

青葉区役所：所在地：青葉区市ヶ尾町31-4 電話：045-978-2479

旭区役所：所在地：旭区鶴ヶ峰1-4-12 電話：045-954-6061・2

横浜市役所：所在地：中区本町6-50-10 電話：045-671-2356

神奈川県国民健康保険団体連合：所在地：西区楠町27-1 電話：045-329-3447

8 守秘義務

事業所の従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

9 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 利用者の意思に基づいた契約である事を確保する為、利用者やその家族はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数事業所の紹介を求める事や当該事業所をケアプランに位置づけた理由の説明を求める事が出来ます。
- (2) 事業所で作成されたケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について別紙を用いて一定期間ごとに説明を行います。

10 医療と介護の連携

- (1) 利用者及び家族は、利用者が入院した際には入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名等のお伝えをお願いします。
- (2) 利用者が医療系サービス等の利用を希望した場合、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、ケアプランを交付します。
- (3) 各事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握した利用者の状態について、介護支援専門員から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11 他機関との各種会議等

- (1) 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについては『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を参考にし、テレビ電話等を活用して実施します。
- (2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施します。

12 感染症の予防及び蔓延防止の為の措置

事業所は感染症の発生、蔓延防止の為に次に掲げる措置を講じるように努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する会議を概ね6月に1回以上開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13 虐待の防止

事業所は虐待の発生、その再発を予防するため、次に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待予防のための対策を検討する会議を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 4 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策について

事業所の責務を踏まえ、事業所内におけるハラスメント対策に取り組みます。
また、従業員の心身の健康を守るために利用者やその関係者によるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメントに対して、改善がなされない場合には厳粛に対応します。

1 5 その他の留意事項

- (1) 提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常に改善を図ると共に、介護支援専門員等の質的向上を図る為の研修に参加します。
- (2) 第三者評価の実施について、現在は受けておりません。

本書を2通作成し、利用者、事業者が署名、押印の上、1通ずつを保有するものとします。

【 説 明 確 認 欄 】

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

年 月 日
説明者 介護支援専門員 氏名 新井 直美 印

年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人または
立会人 住所

氏名 印 (続柄)

所在地 神奈川県横浜市緑区長津田町5708番地
事業者名 医療法人社団 三喜会 指定居宅介護支援事業所 ライフプラザ新緑
代表者名 理事長 鈴木 龍太 印